

15 一般社団法人宮城県精神保健福祉協会



1 基本情報

所 在 地	大崎市古川旭5丁目7ー20			出 資 等 の 状 況	第1位	千円（ ）	
代 表 者	会長 高階 憲之	設 立	昭和46年3月25日		第2位	千円（ ）	
電 話	0229-23-0021	ファックス	0229-23-0388		第3位	千円（ ）	
団体分類	自立支援団体	県主務課	保健福祉部 精神保健推進室		第4位	千円（ ）	
県出資額 ・割合	0 千円 ()	ホームページ	https://mseihofu.org/		第5位	千円（ ）	
設立目的 (定款等)	精神保健福祉の推進に関する事業を行い、県民の精神保健福祉の向上に 寄与することを目的とする。				その他	千円（ ）	
					出資等総額	0 千円	

2 主な事業内容

	事業名	事業費（単位：千円）			事業内容
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	
事業1	心のケアセンター事業	172,278 (98.8%)	154,261 (98.9%)	114,692 (99.2%)	東日本大震災の被災者及び支援者の心のケアに関する活動（普及啓発、地域住民支援、支援者支援）
事業2	精神保健の向上等に関する事業	1,990 (1.1%)	1,590 (1.0%)	251 (0.2%)	知識の普及啓発、調査研究、予防対策、機関誌・広報誌の発行、地域講演会の実施
事業3	精神障害者相談支援体制強化事業	182 (0.1%)	211 (0.1%)	673 (0.6%)	市町村等に対するサポーターの派遣等
その他の事業		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
全体事業費		174,450	156,062	115,616	指定管理者

3 令和7年度の公社等の取組目標

①公益的使命、役割等に関すること	②組織運営の健全性に関すること	③財務の健全性に関すること
事業費の98%を占める「心のケアセンター」事業の最終年度であり、最後までその役割を務めつつ、組織の閉鎖を完了させる。また、次年度以降も他の公益的事業を継続できる組織体制を整える。	公益法人として求められる健全な組織運営を行ってきたが、「心のケアセンター」事業の終了を見据え、年度内に公益認定の取消、常勤職員全員の退職を行い、組織の大幅な変更を行う。	指定正味財産を振替えているが、残額が大きくこれまでは財務基盤に大きな影響はなかった。公益認定取消により公益目的取得財産残額を贈与するため、その後も財務の健全性を維持する。

4 令和7年度の達成状況及び評価

項目	達成状況	団体による自己評価	県（主務課）の所見	参考指標
①公益的使命、役割等に関すること	令和7年12月31日をもって、心のケアセンター（基幹センター、石巻・気仙沼両地域センター）を閉所した。	閉鎖及び時期については、市町村を始め、住民及び関係団体に事前に周知し、閉鎖後の体制を構築し、引き継ぐことで、混乱なく閉所できた。	令和7年度の心のケアセンター閉所に向け、市町村の資質向上等に関する取組を通じ、精神保健福祉活動の地域移行を図ってきており、心のケアセンター委託事業者としての役割を全うした。	A
②組織運営の健全性に関すること	計画通り、令和7年12月1日で一般社団法人に移行し同年12月末で事業を終了することができた。その後、令和8年3月末で心のケアセンターを閉所したが、それまでの期間で閉所から閉所までの活動の整理を行えた。	心のケアセンターの閉所に伴い、事業関係職員は令和7年12月末で退職し、今後、一般社団法人として、地域の精神保健福祉に貢献する。	経理事務等における内部牽制の取組や職員のコンプライアンスに対する意識向上の取組を積極的に行っており、良好な組織運営であると認められる。また、一般社団法人への移行及び事業終了に向けた組織再編が計画どおり実施されており、目標は概ね達成されたものと認められる。	
③財務の健全性に関すること	計画通り、心のケアセンターは令和7年12月末で事業を終了し、令和7年度末で閉所した。また、公益法人認定取消により、「公益目的取得財産残額」を県医師会及び宮城県に寄付し、一般社団法人に移行した。	事業の大半を占める「心のケアセンター事業」が終了し、一般社団法人となったことから、財務の健全性を保持しながら法人として継続する協会事業を的確に実施していく。	一般社団法人への移行後も引き続き将来的に安定した活動を行うためには、自主財源の確保が必要であることから、新規会員の加入促進等の積極的な働きかけが必要である。	
総合評価・今後の方向性と課題		心のケアセンター事業は計画どおり、令和7年度を以って終了することができた。令和8年度以降は、一般社団法人として、財政基盤を維持しつつ、宮城県内外の関係機関と連携しながら、活動を継続していく。	心のケアセンター事業は予定通り令和7年度で終了したが、協会には今後も震災後の活動を活かし、関係機関と連携した総合的な心のケア対策の実施が期待されるため、安定した法人運営が行えるよう人材育成や自主財源の確保に向けた取組が必要であり、引き続き連携しながら助言等を行っていく。	総合評価 A

※1 上記の「団体による自己評価」「県（主務課）の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位：千円）

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)
貸借対照表	資産合計	36,210	47,281	23,098	△ 24,183
	流動資産	17,949	30,232	23,098	△ 7,134
	固定資産	18,261	17,049	0	△ 17,049
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	17,949	30,232	18,898	△ 11,334
	流動負債	17,949	30,232	18,898	△ 11,334
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	18,261	17,049	4,200	△ 12,849
	指定正味財産	17,127	16,368	0	△ 16,368
	一般正味財産	1,134	681	4,200	3,519
正味財産増減計算書	経常収益	175,247	156,936	134,601	△ 22,335
	うち事業収益	0	0	0	0
	経常費用	175,815	157,389	131,081	△ 26,308
	うち管理費	1,365	1,327	1,850	523
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 568	△ 453	3,520	3,973
	当期経常増減額	△ 568	△ 453	3,520	3,973
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 568	△ 453	3,520	3,973
	当期指定正味財産増減額	80	△ 759	△ 16,368	△ 15,609
	当期正味財産増減額	△ 488	△ 1,212	△ 12,848	△ 11,636
県の財政的関与	補助金	96,049	0	0	0
	委託金 ※2	76,137	154,048	115,126	△ 38,922
	負担金	125	125	125	0
	補助金等合計	172,311	154,173	115,251	△ 38,922
	総収入 ※3	175,327	156,177	134,601	△ 21,576
	総収入に対する補助金等割合	98.3%	98.7%	85.6%	
	新規貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体が利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	50.4%	36.1%	18.2%	-17.9%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	100.0%	100.0%	122.2%	22.2%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-0.3%	-0.3%	2.6%	2.9%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.8%	0.8%	1.4%	0.6%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (6月末現在)	令和7年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤（うち県退職者）	0（ 0 ）	0（ ）	0（ ）	常勤役員				
	非常勤(うち県退職者)	14（ 5 ）	12（ 0 ）	13（ 0 ）	平均年齢(歳)	-			
職員	常勤職員（※4）	22	17	0	平均年収 (千円)	-			
	プロパー職員	16	14	0	常勤職員(プロパー)				
	県退職者	5	3	0	平均年齢(歳)	-			
	県派遣職員	0	0	0					
	その他の派遣職員	1	0	0	平均年収 (千円)	-			
	上記以外の職員(※5)	4	0	1					
障害者雇用の状況（※6）		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員（県以外の自治体、民間企業等）を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。（法定雇用率が課せられている団体のみ記載）
【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

15 一般社団法人宮城県精神保健福祉協会

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。 ②周知していない。
			① 1 ② 0
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。 ②登用していない。
			① 1 ② 0
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。 ②行っていない。
			① 1 ② 0
		D X推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓D Xについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。 ②設置又は配置していない。
			① 1 ② 0
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備 ②8項目未満整備
			① 1 ② 0
		就業規則	■
		役員報酬規程	■
		職務分掌規程	□
		会計規程	■
		契約規程	■
		決裁規程	□
		給与規程	■
		退職手当規程	□
		施設等管理規程	□
		業務継続計画（BCP）	□
		実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。 ②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。 ③公認会計士・税理士による関与はない。
			① 2 ② 1 ③ 0
		組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。 ②整備していない。
			① 1 ② 0

No.	項目	評価内容			評価		
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	②	2		
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1			
			③ホームページで公開していない。	0			
			定款（寄附行為）	■			
			役員等名簿	□			
			事業計画書	■			
			収支予算書	■			
			事業（営業）報告書	■			
			収支計算書	■			
			貸借対照表	■			
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■			
			財産目録	□			
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□			
			役員の報酬・退職金に関する規定	□			
			コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。		②	2
				②1～2項目実施している。		1	
				③実施していない。		0	
				○コンプライアンスに関する規程を整備している。		■	
	○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	■					
	○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■					
	○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	□					
	○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	■					
合計（12点満点）				9			

組織運営の健全性の目標	目標の達成状況【令和7年度実績】	
公益法人として求められる健全な組織運営を行ってきたが、「心のケアセンター」事業の終了を見据え、年度内に公益認定の取消、常勤職員全員の退職を行い、組織の大幅な変更を行う。	計画通り、令和7年12月1日で一般社団法人に移行し同年12月末で事業を終了することができた。その後、令和8年3月末で心のケアセンターを閉所したが、それまでの期間で開所から閉所までの活動の整理を行えた。	
団体による自己評価 （概況、今後の方向性と課題等）	県（主務課）の所見	参考指標
心のケアセンターの閉所に伴い、事業関係職員は令和7年12月末で退職し、今後、一般社団法人として、地域の精神保健福祉に貢献する。	経理事務等における内部牽制の取組や職員のコンプライアンスに対する意識向上の取組を積極的に行っており、良好な組織運営であると認められる。また、一般社団法人への移行及び事業終了に向けた組織再編が計画どおり実施されており、目標は概ね達成されたものと認められる。	A

＜参考指標＞

合計点が

9～12点の場合：A（概ね良好）

6～8点の場合：B（改善の余地あり）

3～5点の場合：C（改善措置が必要）

0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）